

新潟県伝統工芸品

十日町友禅

多様な工程を一貫して行う独自の友禅技法

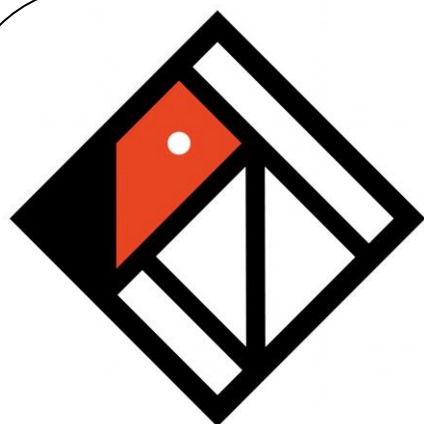
先染め（糸を染めてから布を織るもの）の織物として数百年の歴史がある十日町産地において、昭和 30 年代後半から後染め（織られた布を染めるもの）の友禅技法が導入され、振袖や留袖、訪問着、付下、小紋といった着物や、帯など幅広い品種が生み出されています。多様な工程を各社が一貫して行う独自のシステムも十日町友禅の特徴です。

伝統的な吉祥柄からモダンなデザインまで

製造工程は一筆一筆、色を挿す「手描き友禅」と、数百種に及ぶ型紙を使用して染めを行う「型友禅」の大きく 2 種類に分かれます。共通の工程として、デザインの設計に始まり、「糸目糊置」、「伏せ糊置」といったデザインの中で色が交じり合わないようにする防染、刷毛を使って染料を生地に引いて染める「引き染」、色の定着のため高温で蒸す「蒸し」、防染のための糊や汚れを洗い流す「水洗（友禅流し）」、次に「乾燥」、「湯のし」と呼ばれる工程などを経て友禅染めの着物となります。さらに金彩や刺繍、絞りなど多彩な技法が加えられることもあります。

十日町友禅のデザインは伝統的な吉祥柄からモダンなものまで各社のオリジナリティも特徴のひとつです。

十日町友禅は令和 4 年 5 月 1 1 日、新潟県知事が新潟県伝統工芸品に指定しました。（指定番号 第 6 号）



新潟県伝統工芸品 005-01

新潟県伝統工芸品ロゴマーク
伝統の「伝」の文字を、新潟県の県鳥であるトキのデザインに掛け合わせ、新潟らしさの溢れるマークとなっています。

このマークは新潟県伝統工芸品の証です。

新潟県伝統工芸品とは以下の要件をすべて満たすものです。

（経済産業大臣指定「伝統的工芸品」は除く）

- 1、主として生活の用に供されるものであること
- 2、主要な製造工程の大半が県内で行われていること
- 3、製造過程の主要部分が手工業的であること
- 4、伝統的な技術又は技法により製造されるものであること（※）
- 5、伝統的に使用されてきたものを主たる原材料として用い、製造するものであること（※）

※ 概ね 50 年以上受け継がれ、現在も活用又は使用されていること

この証紙が貼ってある製品は新潟県伝統工芸品の証です。



「十日町友禅」製造事業者 (五十音順)

(株) 青柳	十日町市栄町 2 6 番地 6	TEL025-757-2171
島善織物(株)	十日町市諏訪町 219 番地	TEL025-752-3508
(有) 秀美	十日町市美雪町 3-35	TEL025-752-0771
(株) 関芳	十日町市山本町 5 丁目 873-1	TEL025-752-3131
(株) 滝泰	十日町市四日町 1658 番地 甲 丑	TEL025-757-2000
根善織物(株)	十日町市学校町 1 丁目 420 番地	TEL025-752-2903
(株) はぶき	十日町市四日町 1 7 3 5 番地 1	TEL025-752-2736
水国織物(株)	十日町市駅通り 21 番地 1	TEL025-757-2250
吉澤織物(株)	十日町市本町 1 丁目 下 686 番地	TEL025-752-4131

加盟組合 十日町織物工業協同組合 十日町市本町 6 の 1 丁目 71-26 TEL025-757-9111
 各社の詳細は、十日町織物工業協同組合のホームページからご覧いただけます。